

---

新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査、  
環境影響評価及び事業者選定業務委託（別府・檜合）

---

発注仕様書

令和4年度

大里広域市町村圏組合

- 目次 -

第1章 総則.....	1
第2章 PFI等導入可能性調査 .....	5
第3章 環境影響評価（調査、予測及び評価） .....	8
第4章 事業者選定業務.....	12

# 第1章 総則

## 1.1 業務の目的

大里広域市町村圏組合（以下、「組合」という。）では、これまで熊谷衛生センター第一工場及び第二工場並びに深谷清掃センター及び江南清掃センターの4施設（以下、「現施設」という。）で熊谷市、深谷市及び寄居町の可燃ごみ処理を行ってきた。いずれの施設も供用開始より20年以上が経過し長寿命化工事を経て現在も稼働している中、老朽化により更新を検討する段階にある。

これを背景に組合では、「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を組織し、令和4年2月に「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。また、令和3年度には、現施設の供用可能年数による制約から目標年度までの限られた期間内に2施設制へ移行することを必達に、新ごみ処理施設整備基本設計及び環境影響評価（調査計画書作成）などを進めた。令和4年度からは循環型社会形成推進交付金事業として、新ごみ処理施設（（仮称）新熊谷衛生センター及び（仮称）新深谷清掃センター）の整備に向けて必要となる計画支援業務を進める段階にある。

以上を踏まえ、本業務は、新ごみ処理施設整備にかかり必要となる各種計画支援業務の関係を十分に認識し、各業務を一体に進めることで、組合が必達目標としている2施設制への移行を円滑に進めることを目的とする。

## 1.2 業務の名称

新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定業務委託（別府・榎合）

## 1.3 業務の場所

大里広域市町村圏組合圏域内

## 1.4 業務の期間

契約締結日より令和7年3月31日まで

## 1.5 業務の概要

- (1)（仮称）新熊谷衛生センター PFI 等導入可能性調査
- (2)（仮称）新深谷清掃センター PFI 等導入可能性調査
- (3)（仮称）新熊谷衛生センター 環境影響評価業務（調査、予測及び評価）
- (4)（仮称）新深谷清掃センター 環境影響評価業務（調査、予測及び評価）
- (5)（仮称）新熊谷衛生センター又は（仮称）新深谷清掃センター 事業者選定業務
- (6) その他

## 1.6 業務の適用範囲

本仕様書は、業務の遂行上基本的内容について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類等、業務の性質上必要と思われるものについては、受注者の責任において行うものとする。

## 1.7 関係法令等

受注者は、業務の実施にあたり関係する法令、規則、細則、通知を守らなければならない。

## 1.8 資料の貸与

本業務の遂行上、調査すべき諸事項は受注者が行うものとするが、既調査資料又は文献、発注者が所有しているもので業務の遂行に必要なものは貸与する。受注者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、発注者の承認を受け、貸与された資料は業務完了後速やかに発注まで返納しなければならない。

## 1.9 議事録

受注者は業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目標達成に努めるものとする。また、協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

## 1.10 業務管理

受注者は、管理技術者、廃棄物処理技術責任者、環境影響評価責任者、PFI等技術責任者、照査技術者をもって秩序正しい業務を行うとともに、業務の円滑な進捗を図るため、高度な技術を要する業務については、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。

なお、選任する各技術者は受注者の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の技術士登録等証明書の写し及び受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点で3か月以上の雇用関係）が確認できる書類（受注者会社記載の健康保険被保険者証）の写しを提出すること。

## 1.11 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、承認を受けるものとする。

### (1) 着手前提出資料

- 1) 業務着手届
- 2) 業務計画書（業務工程表を含む。）
- 3) 事業組織表
- 4) 緊急時の体制

- 5) 管理技術者届及び経歴書
  - 6) 各担当責任者届及び経歴書
  - 7) 照査技術者届及び経歴書
- (2) 業務完了時提出書類
- 1) 業務完了届
  - 2) 成果品
  - 3) 引渡書

### 1.12 作業報告など

業務の進捗状況などについては、適宜、発注者に報告し、必要に応じて報告書等を提出する。

### 1.13 関係官公署との協議及び第三者の土地への立入り

#### (1) 関係官公署との協議

受注者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者へ報告しなければならない。

#### (2) 第三者の土地へ立入る場合の手続き

本業務の実施にあたって調査等のため、第三者が所有する土地にある植物の伐採、柵等の除去又は工作物を一時使用する必要がある場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは受注者はこれに協力しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は受注者の負担とする。

### 1.14 連絡及び調整

受注者は、本委託業務に係わって、発注者から中間報告や協議等について連絡を受けた場合には、直ちに対応するものとする。また、受注者は本委託業務を遂行するにあたり、関係機関との調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を必要に応じて参加させ、本委託業務に責任をもって円滑に進めるものとする。

### 1.15 業務の修正及び追加

本委託業務の一部変更や業務に直接付随する事項等に追加が生じた場合は、その都度適宜対応を図ることとする。また、業務の完了後に誤り等が発見された場合には、直ちに修正及び追加を行うこととする。

### 1.16 成果品の審査及び引渡し

受注者は、業務完了時に成果品の審査を受け、その審査合格後に成果品を一式納品し業務の完了とする。また、成果品及びその他の資料等は発注者に帰属するとともに、許可なく複製及び他に公表してはならない。

### 1.17 機密の保持と中立性

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

### 1.18 その他

- (1) 本委託業務は、本仕様書及び関係法令等に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく、速やかに発注者と協議し意図を十分に理解したうえで、業務を遂行しなければならない。
- (4) 再委託
  - 1) 受注者は、本委託業務における総合的な企画、判断及び業務遂行管理（以下「主要部分」という。）を、協力会社に再委託することはできない。
  - 2) 受注者は、主要部分を除く本委託業務の一部を協力会社に再委託するにあたっては、本委託業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。ただし、協力会社が熊谷市、深谷市及び寄居町のいずれかの競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
  - 3) 受注者は、本委託業務の再委託の前に、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を作成し、発注者の承諾を得ること。
  - 4) 受注者は、協力会社に対し本業務委託の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

## 第2章 PFI 等導入可能性調査

本業務は、新たなごみ処理施設である（仮称）新熊谷衛生センター及び（仮称）新深谷清掃センターの整備及び運営にかかり、民間事業者の専門的な技術、ノウハウをはじめとする民間活力導入の可能性について定量的・定性的な検証を行い、総合的な観点から事業方式の検討を行うことを目的とする。また、本業務は（仮称）新熊谷衛生センター及び（仮称）新深谷清掃センターの2施設に適用する。

### 2.1 業務の内容

#### 2.1.1 前提条件の整理

##### (1) 事業方式検討の目的と手順

事業方式検討の目的と検討手順について整理する。

##### (2) ごみ処理方式の検討

事業スキーム構築の基礎となるごみ処理方式について、令和3年度に整理した新ごみ処理施設整備にかかる基本設計での成果を基に、組合にとって望ましいごみ処理方式を整理する。

##### (3) 対象事業の概要の整理

対象事業の事業概要について整理する。

#### 2.1.2 事業スキームの検討及び設定

##### (1) 事業方式の整理

対象事業の整備・運営に関して、適用候補となる従来方式、PPP/PFIの事業方式の概要及び特徴等を整理する。

##### (2) 他団体事例の状況調査

対象事業に類似する他団体におけるごみ処理施設の整備・運営事業について、直近10年度におけるPPP/PFIによる先行事例を整理する。

##### (3) 法的課題の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、対象事業をPPP/PFIによる実施に際し、現行法における課題を整理する。

##### (4) 交付金等支援措置の検討

廃棄物処理施設やPFI等における交付金等の支援措置について整理する。

##### (5) 事業範囲の検討

対象事業の事業内容のうち、PPP/PFIで実施する場合に民間事業者に委ねることで、民間事業者の専門的な技術やノウハウが活用できると考えられる事業範囲について検討し、官民の役割分担を設定する。

## (6) 事業期間の検討

施設整備の考え方や新施設の想定寿命等を踏まえ、対象事業を PPP/PFI で実施する場合の事業期間について検討する。

## (7) 事業方式の評価

(1)にて整理した事業方式について、対象事業の実施において適用可能性のある事業方式を抽出する。

### 2.1.3 リスク分担の検討

#### (1) リスク分担の考え方

対象事業を PPP/PFI で実施する場合のリスクを抽出し、リスク分担の基本的な考え方を整理する。

#### (2) リスク分担の設定

リスク分担の考え方にに基づき抽出したリスクについて、対象事業を PPP/PFI により実施する場合の官民のリスク分担を整理する。

### 2.1.4 民間事業者への参入意向調査

#### (1) PPP/PFI に対する民間事業者の参入意向調査

対象事業に対する民間事業者の参入意向、要望等を把握するため、アンケート形式による市場調査を実施する。

#### (2) PPP/PFI に係る事業費調査

参入意向調査の実施と併せて、ごみ処理施設の整備及び運営を行う民間事業者（プラントメーカー等）を対象に、事業費（整備費、管理運営費等）について調査を実施する。

また、事業費調査にかかっては、過年度に実施した基本設計の内容を反映させた見積仕様書を作成し、環境影響評価業務における予測及び評価において必要となる詳細な設備仕様（例：騒音及び振動源とそのレベル、運転方式に応じた排ガス量ほか）についても調査を実施する。

また、事業費調査の結果は、後段に必要となる予定価格及び債務負担行為の設定に必要となることを踏まえ、交付金対象額や起債額についても整理する。

### 2.1.5 事業方式の総合評価

対象事業の実施にあたり、適用可能性のある事業方式を総合的に評価し、組合における対象事業の実施に最も適した事業方式を選定する。

#### (1) 定量的評価の実施（VFM の算定）

従来方式及び PFI 等事業方式の整備費・管理運営費を対象とした財務シミュレーションを行い、それぞれの事業方式の事業期間におけるライフサイクルコストを算定し、結果について現在価値換算など必要な調整を行い、VFM を整理する。

## (2) 定性的評価の実施

「ごみ処理施設整備基本構想」における施設整備の基本方針（施設コンセプト）を踏まえ、従来方式と適用可能性のある事業方式について、定性的に評価する。

## (3) 事業方式の総合評価

(1)及び(2)の結果を総合評価として取りまとめ、最適な事業方式を選定する。

### 2.1.6 課題抽出及びスケジュール

前項の結果を踏まえ、選定した事業方式により対象事業の実施する場合のスケジュールと当該事業方式で実施する場合に想定される課題を抽出する。

### 2.1.7 検討委員会の運営支援

組合が組織する「大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備検討委員会」の運営を支援する。各回の議題については、概ね次のとおりとする。また、各回の間に必要な構成市町間での事前協議も支援する。

#### (1) 第1回の議題 ※令和4年9月

- 1) 基本設計の策定に関する報告 ※事業スケジュールを含む
- 2) ごみ焼却処理の技術動向及び組合にとって望ましい処理方式について
- 3) その他

#### (2) 第2回の議題 ※令和4年10月

- 1) 事業方式の概要について
- 2) 事業スキーム及び事業期間について
- 3) その他

#### (3) 第3回の議題 ※令和4年11月（議事録以外、非公開）

- 1) プラントメーカーへの意向調査先について
- 2) プラントメーカーへの意向票について
- 3) その他

#### (4) 第4回の議題 ※令和5年2月（議事録以外、非公開）

- 1) プラントメーカーへの意向調査結果について
- 2) 組合にとって望ましい事業方式について
- 3) その他

## 2.2 成果品

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) PFI等導入可能性調査報告書 | 10部 |
| (2) その他（必要なデータ類）   | 一式  |

### 第3章 環境影響評価（調査、予測及び評価）

本業務は、埼玉県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）に基づき、（仮称）新熊谷衛生センター及び（仮称）新深谷清掃センターの整備及び施設稼働に伴う環境影響を未然に防止し、事業者として環境保全への適正な配慮を行うため、必要な調査、予測及び評価を行い、環境影響評価書を作成することを目的とする。なお、公告・縦覧の対象となる環境影響評価図書は、各施設個別に作成する。

#### 3.1 現況調査

昨年度作成した「（仮称）新熊谷衛生センター整備事業に係る環境影響評価調査計画書」及び「（仮称）新深谷清掃センター整備事業に係る環境影響評価調査計画書」（以下、「調査計画書」という。）に基づくとともに、調査計画書に対して埼玉県より送付された知事意見に配慮して、両施設及びその周辺の環境の現況を把握するため、現地調査を主体とした現況調査を実施する。

現地調査を行う調査項目、調査地点、調査手法、調査時期及び調査期間等は、調査計画書に示すものを基本とする。

現地調査の開始時期は、令和4年度秋季調査からとする。

#### 3.2 予測、評価及び環境影響評価準備書の作成

調査計画書に基づくとともに、調査計画書に対して埼玉県より送付された知事意見書に配慮して、両施設の整備工事の実施及び両施設の存在・供用による環境影響の程度を予測・評価し、適切な環境保全のための措置の検討、事後調査計画の立案を行い、さらに環境影響の総合的な評価を行って、「（仮称）新熊谷衛生センター整備事業に係る環境影響評価準備書」及び「（仮称）新深谷清掃センター整備事業に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）を作成する。

予測・評価を行う項目、予測の基本的な手法及び評価手法等は、調査計画書に示すものを基本とする。また、作成する準備書は、条例及び同条例施行規則、埼玉県環境影響評価技術指針等に示される内容及び水準を満足させるものとする。

準備書の公告縦覧開始は令和6年1月を予定し、それまでに埼玉県との事前協議を終え、準備書を作成・印刷し、納品する。

#### 3.3 環境影響評価準備書手続の支援

準備書に係る条例上の手続の履行を支援する。支援内容は、準備書説明会の開催支援、見解書の作成、埼玉県環境影響評価技術審査会対応支援とする。

見解書の埼玉県への送付時期は、令和6年3月を予定し、それまでに見解書を作成・印刷し、納品する。

### 3.4 環境影響評価評価書の作成

準備書に対して埼玉県より送付された知事意見書に配意して、準備書の記載事項について検討を加え、「(仮称)新熊谷衛生センター整備事業に係る環境影響評価書」及び「(仮称)新深谷清掃センター整備事業に係る環境影響評価書」(以下、「評価書」という。)を作成する。作成する評価書は、条例及び同条例施行規則、埼玉県環境影響評価技術指針等に示される内容及び水準を満足させるものとする。

評価書の公告縦覧開始は令和6年5月～6月を予定し、それまでに埼玉県との事前協議を終え、評価書を作成・印刷し、納品する。

### 3.5 成果品

作成する成果品の種類、納品部数及び納品時期(予定)は、表3-1に示すとおり。

表3-1 成果品の種類、納品部数及び納品時期(予定)

成果品の種類	納品部数	納品時期(予定)
<b>I (仮称)新熊谷衛生センター整備事業</b>		
(1) 環境影響評価準備書	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和5年12月
(2) 同(資料編)	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和5年12月
(3) 同 概要版	250部 (A4判上質紙くるみ製本)	令和5年12月
(4) 見解書	100部 (A4判上質紙くるみ製本)	令和6年3月
(5) 評価書	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和6年5月
(6) 同(資料編)	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和6年5月
(7) 同 概要版	250部 (A4判上質紙くるみ製本)	令和6年5月
<b>II (仮称)新深谷清掃センター整備事業</b>		
(1) 環境影響評価準備書	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和5年12月
(2) 同(資料編)	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和5年12月
(3) 同 概要版	250部 (A4判上質紙くるみ製本)	令和5年12月
(4) 見解書	100部 (A4判上質紙くるみ製本)	令和6年3月
(5) 評価書	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和6年5月
(6) 同(資料編)	100部 (A4判レザックくるみ製本)	令和6年5月
(7) 同 概要版	250部 (A4判上質紙くるみ製本)	令和6年5月
<b>III 業務共通</b>		
(1) 業務報告書(令和4年度)	1部 (A4判上製本)	令和5年3月
(2) 業務報告書(令和5年度)	2部 (A4判上製本)	令和6年3月
(3) 業務報告書(令和6年度)	2部 (A4判上製本)	令和7年3月

※各年度の業務報告書には、成果品を記録したCD-R等の電子媒体を含むものとする。

なお、各年度業務報告書に掲載する業務の報告内容は、表3-2に示すとおり。

表 3-2 各年度業務報告書の報告内容

年度	報告内容
令和4年度	<p>(1) 現況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大気質：既存資料調査結果                  現地調査結果（秋季、冬季）                  地上気象（令和4年9月～令和5年2月）</li> <li>② 騒音・低周波音、振動：既存資料調査結果、現地調査結果</li> <li>③ 悪臭：既存資料調査結果、現地調査結果</li> <li>④ 水質：既存資料調査結果、現地調査結果</li> <li>⑤ 土壌：既存資料調査結果、現地調査結果</li> <li>⑥ 動物：既存資料調査結果、現地調査結果（秋季、冬季）</li> <li>⑦ 植物：既存資料調査結果、現地調査結果（秋季）</li> <li>⑧ 景観：既存資料調査結果。現地調査結果（秋季、冬季）</li> <li>⑨ 自然とのふれあいの場：既存資料調査結果、現地調査結果（秋季、冬季）</li> <li>⑩ 史跡・文化財：既存資料調査結果、現地調査結果</li> <li>⑪ 日照障害：既存資料調査結果、現地調査結果</li> <li>⑫ 電波障害：既存資料調査結果、現地調査結果</li> </ul> <p>(2) その他：発注者協議資料、関係機関協議資料等</p>
令和5年度	<p>(1) 現況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大気質：現地調査結果（春季、夏季）                  地上気象（令和5年3月～8月）</li> <li>② 動物：現地調査結果（春季、初夏、夏季）</li> <li>③ 植物：現地調査結果（春季、夏季）</li> <li>④ 景観：現地調査結果（春季、夏季）</li> <li>⑤ 自然とのふれあいの場（春季、夏季）</li> </ul> <p>(2) 予測、評価及び環境影響評価準備書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予測条件設定資料及び予測結果（詳細資料）</li> <li>② 準備書原稿</li> </ul> <p>(3) 環境影響評価準備書手続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 説明会開催支援資料（開催要領、スライド、説明会議事録等）</li> <li>② 見解書作成資料（意見書、意見概要、事業者見解）</li> <li>③ 見解書原稿</li> <li>④ 環境影響評価技術審議会対応資料（スライド、委員意見・質問に対する事業者回答等）</li> </ul> <p>(4) その他：発注者協議資料、関係機関協議資料等</p>

年度	報告内容
令和6年度	<p>(1) 環境影響評価準備書手続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境影響評価技術審議会对応資料（委員意見・質問に対する事業者回答等）</li> </ul> <p>(2) 環境影響評価評価書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 準備書からの修正事項</li> <li>② 評価書原稿</li> </ul> <p>(3) その他：発注者協議資料、関係機関協議資料等</p>

## 第4章 事業者選定業務

本業務は、令和3年度に実施された新ごみ処理施設整備基本設計及び第2章に示すPFI等導入可能性調査で決議された事業方式に応じ支援を行うものとする。

具体的には、(仮称)新熊谷衛生センター又は(仮称)新深谷清掃センターのどちらか1施設のみを対象とし、入札等に必要となる要求水準書等の事業者募集書類を作成し、事業者選定から本契約に必要な業務に対する補助及び支援を行う。さらに、基本協定及び契約事務に係る専門的支援を行い、建設及び運営に向けた計画を十分勘案して業務を実施する。

### 4.1 業務の内容

#### 4.1.1 事業者募集に係る支援

令和4年度に実施したPFI等可能性調査の内容を踏まえ、事業スキームや事業スケジュールなどの条件について整理する。

#### 4.1.2 実施方針の作成及び公表の支援

##### (1) 実施方針(案)の作成

前項目の検討・整理した内容を踏まえ、実施方針(案)を作成する。

実施方針(案)は、民間事業者が応募にあたっての準備がスタートできるように、できるだけ具体的に内容を提示する。また、既存調査資料及び前項での検討内容等を踏まえ、事業者選定方式、民間事業者の事業範囲、リスク分担、募集・選定スケジュール等の重要ポイントについても明確化を図り、実施方針を公表する。

##### (2) 実施方針に対する質疑応答

公表した実施方針に対して事業者等から質問及び意見を求め、特定事業選定または入札説明書等の公表書類の作成に反映させる。

##### (3) 実施方針の修正及び公表支援

実施方針に対する質疑応答を踏まえ、必要に応じて実施方針の修正を行い、再度公表も検討する。

また、組合の意向を広範に周知すること及び事業契約締結までのスケジュールに則した円滑な事業推進を勘案すると、実施方針の公表と同時に民間事業者に対して説明会を開催することも望ましいため、組合が説明会を開催する場合には必要な支援を行うこと。

さらに、実施方針に関する意見を求め、その結果を踏まえて、特定事業選定、募集書類作成を行う。

#### 4.1.3 特定事業の選定及び公表の支援

VFM精査及び予定価格設定の基礎となる事業費(建設費及び運営・維持管理費)の設定は、民間事業者ではなく組合が主導して決定することを重視し、PPP又はPFI方式(PFI等導入

可能性調査での検討結果による)を前提とした見積徴集は行わず、従来方式の事業費を基に評価及び査定を行うこととする。

#### (1) 事業費の算定

従来方式での見積情報及びこれまでの知見・ノウハウから、分類・整理した費目別の削減効果の設定や市場単価への入れ替え等を行い積算することで、費目毎に価格算定を行い PPP 又は PFI 方式の事業費を算出する。

#### (2) VFM の精査及び予定価格設定

従来方式及び PPP 又は PFI 方式の事業費を対象とした財務シミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（事業期間中の総財政支出額、整備費・管理運営費、金利、税金、事業者利益等全てを含む）を算出する。また、資金の内訳（国庫交付金、起債、自主財源等）、各費目、調達金利、割引率等について分かりやすい説明資料を作成・整理する。

なお、PPP 又は PFI 方式の予定価格及び長期債務負担行為設定金額は、特定事業選定時における VFM 精査結果を踏まえて決定すること。

#### (3) 特定事業の選定

上記の実施方針を踏まえ、VFM の算定結果に基づき、特定事業の選定案を作成し、特定事業の選定にかかる公表を支援する。

### 4.1.4 入札書類の作成

実施方針及び特定事業の選定を踏まえ、民間事業者との契約に必要となる入札書類を作成し公表にかかる支援を行うこと。作成する入札書類（総合評価一般競争入札の場合）は、以下のとおりとする。

#### (1) 入札説明書

事業の概要や入札の手續に係る基本資料となる、入札説明書を作成する。

事業の概要や入札の手續に係る基本資料であることから、必要な情報が簡潔に整理されており、応募者が理解しやすいことを最重要とする。

また、PPP 又は PFI 事業においては、「議決に付すべき契約の内容」及び「運営委託契約における契約保証金」の設定が重要な課題となるため、可能な限り早期に組合と協議を行い、その結果を入札説明書に反映すること。

#### (2) 落札者決定基準

審査の採点基準、配点等、落札者の決定方法を整理し、公平な評価が実現できるよう留意しながら作成する。また、周辺住民への配慮や低炭素化をはじめ、施設ごとに組合が重要視する事項についても、組合と十分に調整を図り検討すること。

#### (3) 様式集

参加表明時及び入札時（提案書提出時）等に提出すべき書類の様式を規定したものを作成する。事業者の創意工夫が十分に発揮できるよう配慮するとともに、応募者の提案書作成や大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備検討委員会の審査において過大な負担が生じないように留意して作成する。

#### (4) 要求水準書（①設計及び建設編及び②運営及び維持管理編）

要求水準書の作成にあたっては、PFI 等導入可能性調査時に作成した見積仕様書を基に見積徴集時に収集した資料及び実施方針時の意見、評価基準等を踏まえ、民間の創意工夫を図るべき箇所と施設を安全・安定的に稼働できるよう制約を設ける箇所について留意し作成する。

また、①設計及び建設編及び②運営及び維持管理編の作成にあたっては、組合、住民及び関係機関の意向に配慮し、民間の創意工夫を最大限に引出しながらも、公共施設として確保すべき条件、地域特性を踏まえた条件に留意する。

更に本資料は、供用開始後の事業者のサービス水準を規定するという点で極めて重要な書類であることから、運営モニタリングの実績を生かし、供用開始後のモニタリングで有効かつ効率的なチェックを可能とする視点で要求水準書を作成する。

#### (5) 契約書（案）

PPP 又は PFI 方式（PFI 等導入可能性調査での検討結果による）における契約は、事業方式により契約の相手方が異なるため、そこで例として、DBO 方式による契約支援を前提とした場合に必要となる、基本協定書、基本契約書、建設工事請負契約書及び運営委託契約書の作成を支援する。

特に、建設工事請負契約書及び運営委託契約書については、組合と事業者が履行すべき内容、組合と事業者との責任分担及びリスク分担、事業破綻時の対応、サービスの対価の支払方法及び変更及び減額など事業に関するあらゆる事項を整理する。

なお、契約書（案）の作成にあたっては弁護士による支援を受けるものとする。

#### (6) その他募集に必要となる公表資料

上記の他、応募者が参加するにあたり、組合が事前に提供すべき情報等について検討し整理する。

### 4.1.5 事業者選定に係る支援

#### (1) 質問に対する回答書の作成支援

公表した入札説明書等の事業者募集書類に対して事業者から寄せられる質問・意見等を取りまとめ、その内容について検討し、質問回答書（案）を作成する。質問回答は 2 回（入札参加資格審査の前後に各 1 回）を想定する。

#### (2) 参加資格審査支援

公表した入札書類に基づき、民間事業者の参加資格の有無の確認を支援する。

#### (3) 基礎審査支援

基礎審査は、主に組合の要求水準書を充足していることを確認する。また、提案書と要求水準書を照合確認し、充足していることも確認する。なお、基礎審査については、事務局が審査及び確認を実施し、大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備検討委員会に報告する。

#### (4) 提案内容の取りまとめ（審査資料作成）

民間事業者より提出された提案図書について、大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備検討委員会での審議結果に基づき、審査の参考資料を作成する。

#### (5) 審査講評の作成支援

大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備検討委員会での審議結果に基づき審査講評を作成し、その公表を支援する。

### 4.1.6 基本協定、仮契約及び本契約締結支援

落札者決定後、1週間程度を目処に基本協定を組合と落札者間で締結することになる。

その際、契約書（案）（基本契約、建設請負契約、運営委託契約）及び入札参加者提案内容に基づき、最終的な契約書の内容について、落札者と確認、調整を行い、その際に落札者から多様な要望等が寄せられることが想定されるため、そのような場合に対し、組合の立場（透明性、公平性を担保する必要がある。）を十分に理解した上で支援すること。

特に DBO 方式においては、組合は、落札者の各企業及び落札者が設立した特別目的会社と基本仮契約を締結し、落札者のうち設計会社及び建設会社が参画する JV（ジョイント・ベンチャー）と建設請負仮契約を締結し、特別目的会社と運営委託仮契約を締結し、議会での承認も得る必要があることから、その支援も行うこと。

なお、事業スケジュールについては、新ごみ処理施設整備基本設計を参照にすること。

### 4.1.7 検討委員会の運営支援

事業者選定に関し組合が組織する「大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備検討委員会」の委員会資料案の作成、議事録案の作成等の運営を支援する。委員会の開催回数は、概ね 6 回とする。

## 4.2 成果品

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 業務報告書（令和 5 年度分） | 3 部 |
| (2) 業務報告書（令和 6 年度分） | 3 部 |
| (3) その他（必要なデータ類）    | 一式  |